

# 簡易課税・2割特例

# 売上整理表

(青色申告会様式)

会員番号

氏名

業種

事業区分 (簡易課税を選択されている事業者は裏面のフロチャートより選択してください。)

**第1種・第2種・第3種・第4種・第5種・第6種・2割特例**

2割特例適用者：R3年分 課税売上金額 (税込み)

円

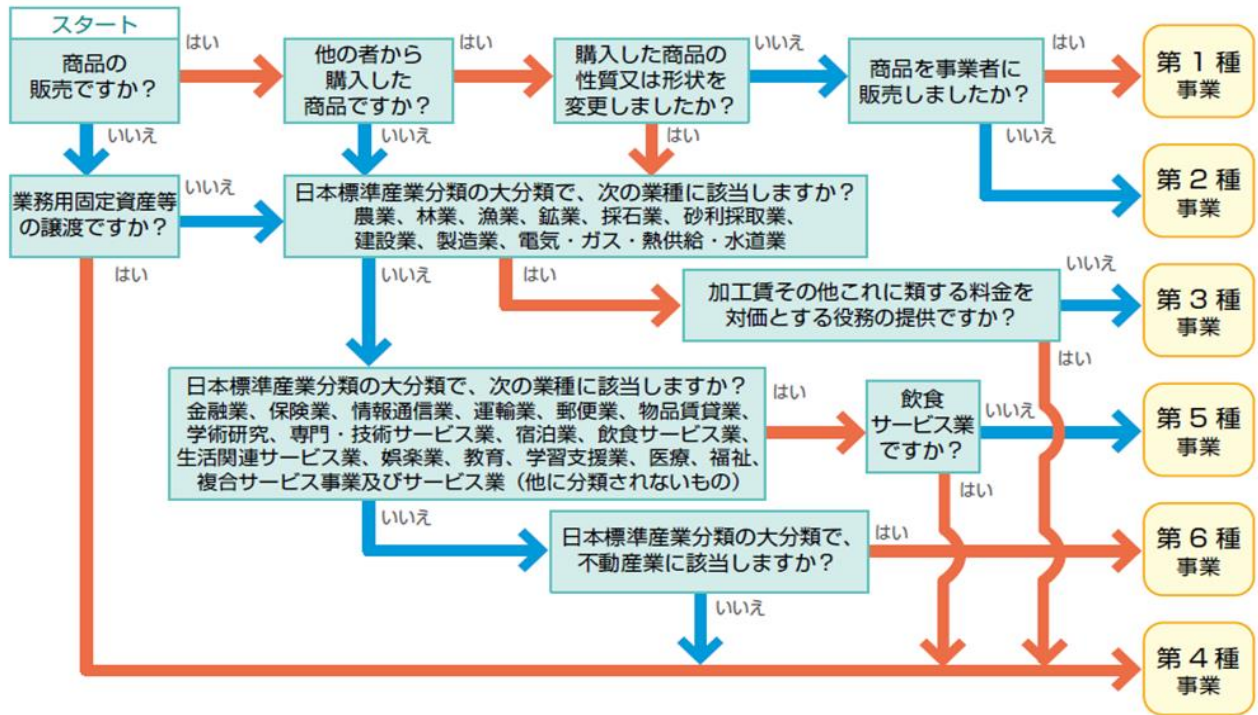
事業区分			決算額	Aのうち課税取引に らないもの(※1)	課税取引金額 (A-B)	うち軽減税率 8%適用分	うち標準税率 10%適用分
			A	B	C	E	F
第1種		①					
第2種		②					
第3種		③					
第4種		④					
	業務用資産の譲渡	⑤					
	課税売上高 (税込み) (④+⑤)	⑥					
第5種		⑦					
第6種		⑧					
対象外取引		⑨					
合計確認 (⑩=①+②+③+⑥+⑦+⑧+⑨)		⑩					
2割特例	集計期間 (登録日~12月31日まで) <input type="checkbox"/> R5年10月1日~12月31日 (上記以外はご記入ください) <input type="checkbox"/> R5年 月 日~12月31日	⑪	(集計金額)				

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等を記入します

		合計額	うち軽減税率 8%適用分	うち標準税率 10%適用分
その他	貸倒回収に係る消費税額	貸倒回収金額 (税込み) うち消費税額		
	貸倒れに係る消費税額	貸倒れ金額 (税込み) うち消費税額		

# 事業区分の判定フローチャート

- このフローチャートは、事業区分の判定に当たっての目安です。事業区分については、12ページも参照してください。
- 事業区分の判定は、原則として、取引単位ごと（課税資産の譲渡等ごと）に判定し、それぞれ第1種から第6種までのいずれかに区分します。



事業区分の判定に当たっては、次の点に留意してください。 (国税庁) No. 6509 簡易課税制度の事業区分

事業区分	事業者が行う事業が第1種事業から第6種事業までのいずれに該当するかの判定は、原則として、その事業者が行う課税資産の譲渡等ごとに行います。
第1種事業	消費者から購入した商品を品質または形状を変更しないで他の事業者販売する事業も卸売業に該当することになります。また、業務用に消費される商品の販売（業務用小売）であっても事業者に対する販売であることが帳簿、書類等で明らかであれば卸売業に該当することになります。
第2種事業	食料品小売店が他から購入した食料品を、その小売店舗において、仕入商品に軽微な加工をして販売する場合で、加工前の食料品の販売店舗において一般的に行われると認められるもので、当該加工後の商品が当該加工前の商品と同一の店舗において販売されるものについては、加工後の商品の販売についても第2種事業に該当するものとして差し支えありません。
第3種事業	第3種事業は、おおむね日本標準産業分類の大分類に掲げる分類を基礎として判定します。なお、次の事業は、第3種事業に該当するものとして取り扱われます。 イ 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とする、いわゆる製造問屋 ロ 自己が請け負った建設工事の全部を下請に施工させる建設工事の元請 ハ 天然水を採取して瓶詰等して人の飲用に販売する事業 ニ 新聞・書籍等の発行、出版を行う事業
第4種事業	事業者が自己において使用していた固定資産の譲渡を行う事業は、第4種事業に該当することになります
第5種事業	第5種事業も、第1種事業から第3種事業以外の事業とされる事業を対象として、おおむね日本標準産業分類の大分類に掲げる分類を基礎として判定します。 なお、日本標準産業分類の大分類の区分が運輸通信業、金融・保険業、サービス業に該当するものは、「加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業」であっても、第5種事業に該当します。 また、サービス業から除くこととされている「飲食店業に該当するもの」とは、例えば次のようなものをいいます。 イ ホテル内にある宴会場、レストラン、バー等のように、そのホテルの宿泊者以外の者でも利用でき、その場で料金の精算をすることもできるようになっている施設での飲食物の提供 ロ 宿泊者に対する飲食物の提供で、宿泊サービスとセットの夕食等の提供時に宿泊者の注文に応じて行う特別料理、飲料等の提供や客室内に冷蔵庫を設置して行う飲料等の提供のように、料金体系上も宿泊に係る料金と区分されており、料金の精算時に宿泊料と区分して領収されるもの なお、例えば、「1泊2食付で2万円」というように、食事代込みで宿泊料金が定められている場合は、その料金の全額が第5種事業の対価となります。
第6種事業	第6種事業は、日本標準産業分類の大分類の区分が不動産業に該当するものをいいます。